

社会福祉法人 武蔵野市民社会福祉協議会

身近な地域の居場所づくり助成事業 募集要項

1. 助成の目的

この助成制度は、住民が主体となって運営する身近な地域の居場所づくりを行う団体に対し、その活動費を助成することにより、支え合いのまちづくりを進めることを目的としています。

2. 対象となる活動

助成対象となる活動は、次の（１）～（７）の全てに該当するものとします。

- （１）武蔵野市内で行われる活動であること
- （２）参加者が５名以上であること
- （３）２ヶ月に１回以上の頻度で開催されること（１回あたりの開催時間が概ね２時間以上）
- （４）責任ある運営が行われること
- （５）特定の者を対象とせず、地域住民に開かれた運営が行われること
- （６）営業、営利、勧誘等を利用目的としないこと
- （７）特定の趣味やスポーツなどに限定しないこと

3. 対象となる団体

申請が可能な団体は、次の（１）～（３）のいずれにも該当する団体とします。

- （１）武蔵野市民により構成される非営利の団体
- （２）継続的かつ計画的な活動を行う団体
- （３）当該年度に武蔵野市及び市民社協による他の助成金を受けていない団体

※暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する団体及び暴力団員で構成する団体または暴力団員の参加している団体を除く

4. 対象となる経費（事業にかかる経費が対象です）

- ①報償費…外部講師、専門家への謝礼等
- ②旅費・交通費…交通費等
- ③使用料・賃借料…会場や機材の使用料等
- ④印刷製本費…ポスター、チラシ、資料の印刷費等
- ⑤備品費…事業に使用する備品等
- ⑥消耗品費…用紙、文房具、インク代、茶菓子代等
- ⑦通信運搬費…郵便代等
- ⑧保険料…行事保険等
- ⑨その他…経費として本会が認めるもの

5. 助成額

１年間あたり１０万円を上限とし、①と②を合計した額を助成額とします。

①運営費		②立ち上げ経費 (今年度新規で立ち上げる場合)
年間開催回数が 10 回以下	年間開催回数が 11 回以上	3万円
1 回あたり 4,500 円	1 回あたり 5,000 円	

6. 申請期間と申請方法

申請は年間を通じて受け付けています。申請団体の構成員が以下の申請書類を市民社協窓口まで持参してください。郵送や代理の方による申請は受け付けません。申請書類は、市民社協ホームページからもダウンロードできます。

申請に必要な書類

- ①身近な地域の居場所づくり助成事業申請書（事業計画書 及び 事業収支予算書）
- ②団体構成員名簿
- ③会則（ある場合）、その他事業の内容を確認できる書類等

★立ち上げ・運営に関する相談をお受けしています

市民社協地域担当職員が居場所の立ち上げに必要な準備や運営方法、申請書の作成に関する相談をお受けしています。お気軽にご相談ください。（担当：横山・片居木・小日向）

7. 助成金の交付決定

提出された申請書等を内部で審査のうえ、助成の可否を決定し、助成金交付決定通知書により、申請団体に通知します。助成金交付の決定通知を受けた団体は、速やかに必要書類をご提出ください。

8. 実績報告

助成事業等の終了、もしくは助成金交付に係る会計年度が終了したときから1か月以内（平成30年4月27日（金）まで）に、下記の書類をご提出ください。提出期限が守られなかった場合、翌年度の申請はできませんので、必ず提出期限内にご提出をお願いいたします。

実績報告に必要な書類

- ①身近な地域の居場所づくり助成事業実績報告書
- ②事業報告書 兼 事業収支決算書
- ③実施日毎の参加者名簿（様式は任意です。※参考様式あり）

助成金の返還

本助成金を翌年度に繰り越すことはできません。助成事業終了後、申請時に計画した実施回数よりも少なくなってしまった場合や、当該事業に使用した経費が助成額を下回っていた場合、差額を返還していただきます。

【問合せ先】 〒180-0001 武蔵野市吉祥寺北町1-9-1 1階
社会福祉法人 武蔵野市民社会福祉協議会
Tel:23-0701 Fax:23-1180 E-mail:shimin@shakyou.or.jp